

ハマキョウレックス事件について

ハマキョウレックス事件とは、平成30年6月1日、東証一部上場の自動車運送事業会社において、トラック運転手の契約社員(雇用契約の期間の定めがある)が正社員との間に賃金の差があることについて労働契約法20条に違反するとして争った事案です。今回は、正社員と契約社員の待遇格差の注意点についてお伝えします。

1 事件概要と示された判断

最高裁は、有期契約社員のトラック運転手は無期の正社員と比較して

- ① 業務内容・責任は同一
- ② 配置の変更は無期雇用者は相違(全国規模の転勤の有無・将来の企業の中核を担う人事制度の適用等)と結論づけ、有期契約社員と無期正社員に支給されている各種手当をその性質ごとに精査し、契約社員への不支給が違反か否かを以下のように判断。

無事故手当(月1万円)	違反	職務の性格上、無事故推奨に差はない
作業手当(月1万円)	違反	荷の積み下ろしに、差はない
給食手当(月3.5千円)	違反	給食の補助の目的に雇用形態の差はない
住宅手当(月2万円)	違反しない	転勤の有無により住宅コストの差はある
通勤手当	違反	通勤費に差があることに合理性はない
皆勤手当(月1万円)	違反	皆勤推奨に差はない

2 最高裁判決の意義

就業規則や賃金規定を重視するとともに、各手当の意味合い・位置づけを丹念に精査した判決となっており、

※労働契約法20条とは……有期雇用者と無期雇用者の均衡待遇について規定した条文で、同じ使用者の下で雇用されている、有期と無期の労働者に相違がある場合は

- ① 業務の内容・責任の程度(取扱対象・範囲/責任の程度・権限・役割の範囲)
 - ② 職務内容・配置の変更の範囲(職務限定・転勤・昇進・出向等)
 - ③ その他の事情
- を見て差が不合理ではない。と規定されています。

同一労働同一賃金(同じ職務・業務は同じ賃金)という判定ではなく不合理か否かを判定するものといえる。加えて労働契約法第20条違反であっても契約社員の条件がそのまま正社員と同一となるものでなく、特に基本給や賞与についての差については裁判ではなかなか判断しづらい点があるため、今後の人事・給与制度制定及び規程改定の際に注意が必要と考えられる。

3 実務上の対応について

- ① 雇用形態ごとに適用される就業規則を個別に定める
⇒契約社員の適用の根拠を明確にして、正社員と同様でないことを明確にする。
- ② 雇用形態ごとの職務内容・責任・変更範囲などの区分の明確化
⇒それぞれに求められる役割を明記し、職制規程などで上下関係などを明確にする。
また契約社員には昇進・昇格がないことを明記する。
- ③ 人事評価項目の明文化
⇒正社員・契約社員ごとにその位置づけに沿った評価項目とし、特に正社員には企業の中核を担う役割としての人材開発・部下の指導育成等の組織への貢献を評価とする。
- ④ 諸手当の見直し
⇒特に通勤手当についてはすぐに見直しをし、手当の意味合いを細かく説明する。

NTS 本社のある丸の内のフレッシュな情報をお届けします

NTS 総合社会保険労務士法人 林田しのぶ

丸の内だより

日本を代表するビジネス街として知られる丸の内ですが、ビジネスパーソン以外の方も楽しめる様々なイベントが催されています。10月下旬には「藝大アーツイン丸の内2018」と題してア

ートイベントが開催され、ストリート上に巨大な漫画が描かれていたり、丸ビルでピアノのコンサートが開かれたりと、街全体にアートがあふれていました。

一般公募による丸の内ワーカーのピアノ演奏会もあったようです。次は私も参加してみようかな?



CONTENTS

- 01. 消費税の軽減税率制度
- 02. 自筆証書遺言に関する法律改正
- 03. 法定利率の変更について
- 04. ハマキョウレックス事件について
- 05. 丸の内だより

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS 総合税理士法人
- NTS 総合弁護士法人
- NTS 総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS 総合社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

晩秋の候、皆様におかれましては、ますます清祥のことと心よりお慶び申し上げます。昨今、日本の生産労働人口が減少局面にある中、従来よりも少ない人数で生産力を高める手段として、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)が注目されています。RPAとは、人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものです。実際に、ソフトバンクグループは政府の要請に応じ携帯電話の通信料金の値下げを明らかにしましたが、そのために通信事業に携わる従業

員約6,800人を新規事業に配置転換し、RPAに置き換えることでコストを削減したり、千葉の地銀では、住宅ローンの審査業務や取引先業の財務データのシステム登録、相続関連のデータ入力などでRPAの利用を拡大していることなどが報道されています。現在の適用業務としては、主に事務職の人たちが携わる定型業務があげられますが、将来的には、AIや認知技術などを活用することで『仮想的労働者』として、2025年までに事務的業務の1/3の仕事がRPAに置き換わると言われています。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度は、対象品目について、消費税率の引き上げ後も消費税率を8%とする複数税率制度で、低所得者に配慮する観点から設けられるものです。

1 軽減税率の対象品目

①酒類・外食等を除く飲食品と、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)が対象となります。

●軽減税率の対象品目

「飲食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものです。ペットフードは軽減税率の対象となりません。また、軽減税率が適用されるか否かは、取引時点において「食品」として取引されたか否かにより判定しま

す。たとえば、食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は8%です。逆に、清掃用に販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は10%です。

●外食等は軽減税率の対象外

外食、ケータリング、出張料理は軽減税率の対象となりません。レストランでの飲食は税率10%です。ファーストフード店では、店内で食べる場合は税率10%、持ち帰るなら税率8%となります。

ケータリング、出張料理というのは、相手方が指定した場所で行う、加熱、調理又は給仕等のサービスを伴う飲食品の提供をいいます。出前やピザ等の宅配はこれに含まれませんので、税率は8%となります。

●**有料老人ホームでの飲食料品の提供、学校給食は軽減税率の対象**

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において入居者に提供する食事、学校や幼稚園の給食は、一定の要件を満たすものは軽減税率の対象となります。

●**一体資産**

「おもちゃ付きのお菓子」のように、食品と食品以外のものが一つになっていて、一つの値段がつけられている「一体資産」については、全体の税抜価格が1万円以下であり、かつ、食品の価格の占める割合が2/3以上の場合には、全体が軽減税率の対象となります。

2 **帳簿、請求書等の処理について**

複数税率となりますので、請求書や領収書を発行する際には、税率ごとに区分して合計した税込価格を記載することが必要となります。
また、日々の経理においては、軽減税率の対象とそうでな

いものに分けて、帳簿に記載する必要があります。個々の取引について、外食だったのか持ち帰りだったのか、食品と食品以外のものを同時に購入した場合には内訳はどうなっているのかを、請求書や領収書で確認して、記載していくこととなります。

このように、軽減税率制度は、飲食料品を販売する事業者以外の事業者にも幅広く影響します。

●**区分記載請求書等保存方式（平成31年10月～平成35年9月）**

請求書や領収書に、現行の記載事項に加え、①軽減税率の対象品目である旨の記載と、②税率ごとに合計した税込対価の額を記載します。

●**適格請求書等保存方式（平成35年10月～）**

今回は詳細を省きますが、いわゆるインボイス制度です。仕入税額控除をするには「適格請求書等」の保存が必要となります。「適格請求書等」を発行するには、税務署長に申請して「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。

自筆証書遺言に関する法律改正

自筆証書遺言とは、ご存知の通り、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、押印した遺言をいいます。

自筆証書遺言のメリットとしては、自分だけで遺言が作成できるので公正証書遺言とは異なり費用が掛からないこと、好きなタイミングで気軽に作成できることが挙げられます。

しかし、デメリットとしては、①全部自分で書かなくてはいけない上に、要件が厳格であることから、書き方を間違ってしまうと無効なものとなってしまう、②自分で保管することが多いので、紛失してしまうことや相続人に発見されないことがある、③遺言者が亡くなった後に、家庭裁判所で検認という手続を経る必要があり、相続人にとって労力が多いということが挙げられます。

このような自筆証書遺言のデメリットを解消すべく、以下のような法律改正がなされました(なお、施行されるのはもう少し先になります)。

1 **自筆証書遺言の方式の緩和**

自筆証書遺言に、パソコン等で作成された財産目録を添付したり、銀行預金通帳のコピーや不動産の登記簿謄本を添付して遺言を作成できるようになりました。

従来では、上記①のとおり、財産目録部分も含め全部を自分で書かなければいけなかったため遺言者には相当な負担となっていたのですが、この法律改正により、負担が減るとともに、書き方を間違えるリスクがだいぶ軽減されると思われます。また、財産目録には署名押印をしなければならぬものとされており、偽造されないようにしています。

2 **法務局における遺言書の保管**

法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、法務局において自筆証書遺言にかかる遺言書を保管する制度があらたに創設されました。

具体的な手続きですが、遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に対して行います。遺言者本人が遺言書を持って自ら法務局に向いて、本人確認をうける必要があります。

保管申請された遺言書は、原本が保管されるとともに、現在の登記簿謄本のようにデジタル情報としても保存さ



NTS 総合弁護士法人

法定利率の変更について

預金の利率は、景気の変動によって上下しますが、法定利率は、これまで変動することはありませんでした。しかし、この法定利率も、民法の改正により大きく変更されることになりました。

1 **法定利率の変更**

利率には、「法定利率」と「約定利率」があります。前者は、契約時に当事者間で金利（約定利率）を定めなかったときに適用される法定の利率をいい、後者は、当事者間の合意によって決められた利率をいいます。法定利率とは、改正前は、原則として年5%とされ、商行為によって生じた債務は年6%（商事法定利率）とされていました。しかし、改正後は、改正法施行時の法定利率を年3%とし、3年ごとに見直しを行う変動利率を採用するとともに、商事法定利率が廃止されることとなりました。

法定利率は、3年を一期として3年ごとに変動するものとし、各期の法定利率は、「法定率に変動のあった期のうち直近の期の基準割合と当期の基準割合の差に相当する割合を直近の変動期における法定利率に加算・減算した割合」とされます。基準割合は、法務省令で定めるところにより、「各期の初日の属する年の6年前の1月から前々年の12月までの5年間の各月において銀行が新たに行った貸付期間1年未満の貸付けにかかる利率の平均の合計を60で除して計算した割合から、0.1%未満の端数を切り捨てたもの」として法務大臣が告示するものをいいます。

例えば、改正法施行時の基準割合が2%で、それが継続して当期の基準割合が3%であった場合、法定利率は、3%（当期の基準割合）-2%（直近の法定利率の変動が

あったときの基準割合）+3%（直近変動期における法定利率）=4%となります。

2 **その他の注意点**

施行日前に利息が生じた場合は、改正前の法定利息のままとされます。改正後は、債務不履行時の損害賠償額を算定するために用いられる法定利率について「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」における法定利率になります。

金銭債務の不履行による損害賠償額は、改正後も約定利率が法定利率を超えるときは約定利率により、それ以外の場合は法定利率により定まるとされていますが、今回の改正により法定利率が変動するため、上述のとおり「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」における法定利率となります。そのため、契約書を作成するときは、損害賠償の予定（約定利率の合意）をしておくことが望ましいです。

また、判例により確立された後遺障害による逸失利益の損害額の算定をするに当たっての、中間利息の控除（損害賠償額算定の基準時から将来利益を得られたであろう時までの利息相当額を控除すること）が法定されました。中間利息の控除に当たっては、上述のとおり、その損害賠償請求権が生じた時点における法定利率により控除すると定められました。

れます。そして、遺言者が死亡した後に、相続人らが遺言書の保管の有無を確認すること、遺言書の画像情報等を用いた証明書の交付をうけること、遺言書原本の閲覧を請求することができます。

この制度により、遺言書を紛失してしまうという弊

害が生じなくなりますし、また、家庭裁判所での検認手続が不要とされている点で、相続人の負担軽減にもなります。遺言書の紛失や隠匿が防止されるので相続手続が円滑化されるものと思われます。

法務局による遺言書保管制度の概要

